

(参考)「講じた措置」の例

概ね対応済み

部局名 雇用経済部

監査の結果						
<p>1 事業の執行に関する意見 (海外ビジネスサポートデスク事業の評価・検証)</p> <p>県内中小企業の国際競争力の向上を図り、アジアの経済成長を本県産業の発展につなげることを目的とし、県内中小企業の海外展開を支援するため、中国、タイ、県内に「海外ビジネスサポートデスク」を設置している。</p> <p>一方、企業の海外進出に伴い、民間金融機関等においてもそれに付随したさまざまなサービスを充実させている。</p> <p>このような状況を踏まえ、平成24年度の事業開始から5年目を迎える本事業が、海外展開をめざす県内中小企業にとってどのような効果があり、所期の目的を達成できたかについて評価・検証されたい。(国際戦略課)</p>						
講じた措置						
平成28年度						
1 実施した取組内容						
<p>サポートデスクは、県内中小企業の海外ビジネス展開のきっかけづくりのため、県内中小企業が安心して気軽に相談できる機関として、現地の規制や制度に関する情報提供や販路開拓などの相談・支援をきめ細かく行ってきました。</p> <p>その結果、サポートデスクの設置から平成29年3月末までに、中国デスクでは890件、アセアンデスクでは458件の県内中小企業からの相談等に対応してきました。</p> <p>相談内容としては、県内中小企業が初めて海外展開に取り組むために必要となる基本的な情報の収集から、現地工場や事務所の設立に関する具体的な相談まで幅広いものとなっており、特に中国においては、中国進出済み企業による工場の移転に関する相談や富裕層に対する商品販売の販路開拓に関する相談など多岐にわたっています。</p>						
[中国デスクの相談実績]						
相談内容	件数					
	H24	H25	H26	H27	H28	計
①新規進出・再投資	21	37	31	26	13	128
②輸出・輸入	23	67	86	80	63	319
③その他(展示会等含む)	94	129	119	55	46	443
合計	138	233	236	161	122	890
[アセアンデスクの相談実績]						
相談内容	件数					
	H24	H25	H26	H27	H28	計
①新規進出・再投資	22	47	61	29	22	181
②輸出・輸入	16	36	5	18	5	80
③その他(展示会等含む)	22	48	23	48	56	197
合計	60	131	89	95	83	458
<p>こうしたサポートの結果、現地への製造拠点や営業拠点の設立、現地法人の設立、インターネット等による現地への販路開拓、現地小売店への出店などの県内中小企業の成果につながってきました。</p>						
2 取組の成果						
<p>このように、三重県海外ビジネスサポートデスクは、新たに海外展開に取り組む県内中小企業の取組をサポートするという所期の目的を一定果たしてきたものと評価していますが、一方で、サポートデスクの設置から4年余りが経過する中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェトロや民間金融機関等において、中小企業の海外展開を支援する体制が年々強化されてきていること ・県の厳しい財政状況を踏まえて、事業の優先順位を検討する必要があること <p>など、環境も変化していることから、効果的かつ効率的なサポートが行えるようサポートデスクの運営を見直すこととしました。</p>						
平成29年度以降(取組予定等)						
<p>・従来の海外ビジネスサポートデスク運営委託を廃止し、三重県産業支援センターやジェトロを中心とする支援機関等と「三重県国際展開支援窓口の運営業務協力に関する覚書」を締結し、平成29年4月から新たな支援体制を構築することとなりました。</p>						

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (「みえ県民カビジョン・行動計画」の推進及び進行管理) 第一次行動計画の最終年度(平成27年度)の結果は、「各施策の『県民指標』の達成割合」(県民指標)が、目標値70.0%に対し実績値49.1%、「各施策の『県の活動指標』の達成割合」(活動指標)が目標値80.0%に対し実績値63.0%、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」(同)が、目標値80.0%に対し実績値47.4%であり、未達成となった。 一方、第二次行動計画は、第一次行動計画の4年間の成果と課題を踏まえ平成27年度に策定を行っている。 今後は、各部局との連携を一層強化し、効果的な進捗・進行管理を行い、県民指標・活動指標の達成に努められたい。また、あわせて4年間の総合的な評価が適切に行えるような評価のあり方についても検討されたい。 (企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成28年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「みえ県民カビジョン・行動計画」の推進及び進行管理については、春・秋の「政策協議」や「三重県経営方針」、「成果レポート」など「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」に基づき行っています。</p> <p>(2) 平成27年度の取組の評価と検証を行うとともに、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の初年度の取組を効果的に推進するため、平成28年度の取組方針を確認する「春の政策協議」を実施しました。また、「平成28年版成果レポート」において、「みえ県民カビジョン・第一次行動計画」の最終年度である平成27年度単年度の取組に加え、4年間の取組についての評価を行いました。</p> <p>(3) 「春の政策協議」については、平成27年度まで全施策を対象にしていますが、平成28年度は、特に確認しておくべき課題として、14施策に関わる12課題を対象を絞り込んだうえで、個別に協議を行うようプロセスを見直しました。また、部局長等が一堂に会した全体協議では、施策全体の評価状況や個別協議における課題事項について情報共有を図るとともに、部局間連携の必要な取組について確認を行いました。</p> <p>(4) 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」では、重点取組について、計画の中では具体的な取組を特定せず、毎年度の「三重県経営方針」において、当該年度の「重点取組」を設定して、重点の置きどころを毎年度見直すこととしています。このため、「秋の政策協議」で、社会経済情勢や各種取組の進捗状況、「成果レポート」に対する議会からの申し入れ等をふまえ、平成29年度の重点取組のテーマやテーマに沿った具体的な取組について議論を行い、「平成29年度経営方針(案)」を作成するとともに重点取組を選定しました。</p> <p>(5) 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の評価のあり方については、「第二次行動計画」1年目の評価を行うにあたり、改めて検討を行いましたが、「第一次行動計画」からの継続性の観点などから、現行の評価基準を継続することとしました。</p> <p>2 取組の成果 「政策協議」の実施や「三重県経営方針」の策定などを通じて、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の的確な進行管理と、予算や人材の効果的・効率的な配分につなげました。 (企画課)</p>
<p>平成29年度以降(取組予定等)</p>
<p>「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」に掲げる目標の達成に向けて、平成28年度の目標達成状況をふまえ、「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」に基づき、的確な進行管理に努めます。</p> <p>また、4年間の総合的な評価のあり方については、現行の評価基準を前提としつつ、県民の皆さんに、よりわかりやすく取組の成果や課題を説明できるよう、引き続き、検討を行ってまいります。 (企画課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成 27 年度の懲戒処分については、前年度の 2 人から増加し、6 人の知事部局職員が病気休暇の不正取得、旅費等の不正受給などにより処分されている。 こうしたことから、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、県民の信頼を確保する観点から、今後このような事案が発生することのないよう、職員研修の強化・拡充に引き続き取り組み、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。(人事課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 28 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>コンプライアンスを意識して業務を遂行する組織文化、風土としていくことをめざして、引き続き下記のとおり「日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上」＝「コンプライアンスの日常化」に取り組みました。</p> <p>(1)各所属におけるコンプライアンスの推進 組織マネジメントシートにおける「コンプライアンスの確立に向けた意識向上」の取組</p> <p>(2)全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施(年3回)</p> <p>(3)研修の充実(拡充) 階層別研修、出前研修等の回数を増やし、具体的課題への対応を内容とするよう努めました。また、定期法務研修を実施しました。</p> <p>(4)コンプライアンス関連事例の収集及びその周知</p> <p>(5)リーガル・サポート 法律相談、法務研修(再掲)、メールマガジンの発行などの取組を継続し、グループウェアやイントラネットを活用した情報提供を充実するとともに、行政手続・争訟に関する情報(関係条文、逐条解説、解説・Q&A等)について、速やかに検索できるWEBサービスの提供により、職員の法令習熟度の向上に取り組みました。</p> <p>(6)その他実施した施策</p> <p>①職員の自己検証のためのコンプライアンスハンドブックを更新しました。</p> <p>②三重県職員クレドカードの携帯及び幹部職員による庁内放送を行いました。</p> <p>③不祥事の発生防止を徹底するため、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、下記のとおり総務部長通知を发出了しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の綱紀粛正について(依命通知) 平成 28 年 11 月 24 日 ・職員の綱紀粛正について(依命通知) 平成 29 年 3 月 23 日 <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組により、職員からは、「職員個人ごとの品性を高めて信頼を得ていくことが必要である」「一人の行動が県職員全体の信用を失墜させることに繋がる恐れがあることを認識した」「(懲戒処分の対象となる非違行為は)誰もが起こす可能性があることとして、常に認識する必要がある」などの意見が寄せられ、コンプライアンス意識の向上に役立っていると考えます。</p> <p>また、法律相談や法務研修等の取組は、利用者からのアンケート結果において、職員の能力向上や業務の質の向上に資するとの評価をいただくなど、職員のコンプライアンス意識、法令習熟度の向上につながっていると考えます。</p>
<p><u>平成 29 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>職員に服務規律の確保やコンプライアンス意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、引き続き、意識向上、注意喚起に取り組んでいきます。</p> <p>また、同様に、リーガル・サポートの取組を通じて、職員の法令習熟度の向上に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立)</p> <p>(3) 平成 27 年度の決算においては、実質公債費比率は 14.4%と前年度に比べて 0.3 ポイント低下しているものの、経常収支比率が 97.9%と前年度に比べて 2.1 ポイント上昇し、財政の硬直化が進行している。</p> <p>本県の財政状況は、これまで歳出の財源として活用してきた各種の特定目的基金の残高が減少し、また歳出面では社会保障関係経費や公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。</p> <p>こうしたことから、引き続き、県税の徴収率向上、債権管理の適正化などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中、県債発行の抑制などにより歳出の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立されたい。(財政課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 28 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 29 年度当初予算編成では、財政状況が極めて厳しい中、「第二次三重県行財政改革取組」を引き続き推進するとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組(素案)」に基づく改革の初年度として、より一層の歳入確保とともに、県単独補助金をはじめとする事務事業の徹底した見直しを行いました。</p> <p>また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き可能な限り県債発行の抑制に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 29 年度当初予算は、土地売払収入や特定目的基金の活用などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、防災・減災などの喫緊の対策、伊勢志摩サミットの資産を未来に生かす取組やスポーツの推進などの未来への投資には予算を重点化する一方で、公債費の増加傾向が続く中、臨時財政対策債等を除く県債残高を抑制するなど、後年度の財政運営にも配慮した予算としました。</p> <p>なお、臨時財政対策債等を除く県債残高については、平成 28 年度末(最終補正後)は、平成 27 年度末残高(最終補正後) 8,009 億円から 23 億円減少し、中期財政見通しで示した平成 28 年度末残高 7,986 億円と同額となる見込みであり、平成 29 年度末(1号補正後)においては、中期財政見通しで示した平成 29 年度末残高 7,943 億円を下回る 7,876 億円となる見込みです。</p>
<p><u>平成 29 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成 29 年度以降は、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざし、より一層の歳入確保に取り組むとともに、経常的支出を段階的に引き下げていくことで、財政の健全化に向けた道筋をつけられるよう取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医師確保対策)</p> <p>(2) 県の人口 10 万人当たりの医師数は 207.3 人で、全国平均を下回り (第 36 位)、さらに医師の地域偏在、診療科偏在が大きな課題となっている。 このため、県地域医療支援センターを立ち上げ、平成 26 年度から三重専門医研修プログラム (後期臨床研修プログラム) を開始し、県内医師の確保に取り組んでいるところである。 今後は、これまでの取組成果や医師修学資金貸与者の意見等を踏まえ、医師修学資金貸与制度も含め、より魅力のある研修プログラムになるよう必要な見直しを行うなど、医師不足や地域偏在等の解消に取り組まれない。 (地域医療推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 28 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県内の医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保及び質の向上に資することを目的として、医学部を卒業後、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除する三重県医師修学資金の新規貸与を実施しました。</p> <p>(2) 修学資金貸与者等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足地域の医療機関の医師確保支援を一体的に行うため、へき地等医師不足の地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる 17 基本診療領域の三重専門医研修プログラムの活用を促すためのアプローチを修学資金貸与者等に対して実施しました。</p> <p>(3) 国において検討が進められている新たな専門医制度について、三重大学を中心に県内医療機関と連携しながら専門研修プログラムの作成等を進めました。 なお、地域医療への影響等の懸念から、研修開始時期が 1 年延期 (平成 30 年度開始予定) となりましたが、これまでの取組成果等を踏まえつつ、より魅力的なプログラムとなるよう、引き続き、対応を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県医師修学資金について、面接等による選考の上、51 名に新規貸与を行った結果、貸与者の累計 (平成 29 年 3 月末現在) が 587 名となりました。</p> <p>(2) 来年度から後期臨床研修を開始する臨床研修 2 年目の修学資金貸与者等 99 名を対象に、地域医療支援センターコースの周知等を行うとともに、三重専門医研修プログラムの活用促進に取り組みました。</p> <p>(3) 新たな専門医制度に基づく研修開始に向けて、臨床研修 2 年目の研修医等に対し、専門研修プログラムの概要説明や個別相談対応等を行いました。</p>
<p><u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) 三重県医師修学資金について、引き続き新規貸与に向けた取組を進めるとともに、これまでの取組成果等を踏まえ、医師不足や地域偏在等の解消に資する制度となるよう検討を行うことにより、将来県内で勤務する医師の総数確保に努めます。</p> <p>(2) 平成 30 年度から研修開始となる新たな専門医制度について、研修医等に対する周知や活用促進のための個人面談等に取り組み、より多くの医師修学資金貸与者等に三重大学各診療科が策定する新専門医研修プログラムを活用してもらうことにより、若手医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足地域の医療機関の医師確保支援を進め、医師の地域偏在の解消につなげていきます。</p> <p>(3) 新専門医制度が地域偏在等を引き起こさないよう、三重県地域医療支援センターの協議の場である運営協議会の下に、県内の医療関係者 (三重大学、医師会等) による専門部会を立ち上げ、専門研修プログラムについて必要な検証・調整等を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (健康づくりの推進)</p> <p>(3) 高齢者の増加や長寿命化に伴い、医療費が増加し、県民生活及び県財政に大きな影響を及ぼしている。県民の「平均寿命」(男 80.9 歳、女 87.1 歳)と「健康寿命」(男 78.0 歳、女 80.7 歳)には差があることから、「健康寿命」を延ばすことが大きな課題となっている。 また、死因の第 1 位であるがんについても、早期発見・早期治療が何よりも重要となっている。 このため、運動習慣の定着などの健康づくり対策、さらには特定健康診査やがん検診の受診率の向上を図るなど、生活習慣病とがんの予防対策を一層推進されたい。(健康づくり課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 28 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 特定健康診査・がん検診の受診率向上や生活習慣病の予防について、関係機関等と連携して啓発活動を実施しました。 また、以前から野菜の摂取、減塩等の食生活改善の有効性について啓発を行っていますが、今年度は特に糖尿病をテーマにフォーラムを開催し、生活習慣の改善が生活習慣病の発症や重症化の予防につながることにについて啓発しました。 加えて、医療関係者や教育委員会等と連携した小・中学校におけるがん教育の実施や、先駆的な市町の受診率向上の取組を支援する「がん予防・早期発見推進モデル事業」の創設、市町がん担当者会議において受診の意義の共有や受診率向上につながる好事例の紹介等を行いました。</p> <p>2 取組の成果 健康寿命については、三重県民カビジョン第二次行動計画にも引き続き県民指標として位置付けてその延伸に取り組んでいるところです。平成 27 年度は男性が 77.9 歳、女性が 80.7 歳となっています。 また、平成 26 年度地域保健・健康増進事業報告によると、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がんのいずれの検診受診率も全国平均を上回り、特に乳がん検診受診率が 37.8%で全国 11 位、子宮頸がん検診が 54.2%で全国 2 位、大腸がん検診が 30%で全国 8 位と上位となっています。</p> <p><u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u> 生活習慣病の予防や特定健診の受診率向上のため、今後も各地域で開催されるイベント等を通じ、健診受診の必要性や、健康的な生活習慣について啓発活動を継続していきます。 また、各種がん検診における受診率向上の取組が一層進展するよう、引き続きがん検診への理解を深めるための取組を実施するとともに、県内外の好事例の情報や受診勧奨ツールの提供などにより、受診率向上の取組を行う市町に対する支援を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (子どもの発達支援体制の構築と充実)</p> <p>(7) 平成 29 年 6 月の開設をめざして三重県立子ども心身発達医療センターの整備を進め、発達障がい児等に対する地域支援の拠点として機能強化を図ることとしている。 こうした中、発達支援が必要な子ども等に携わる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の育成や、発達障がい児等に対する早期発見・支援ツール(「CLMと個別の指導計画」の普及・導入に向けた取組などを一層推進することにより、市町等と連携した、途切れない子どもの発達支援体制の構築と充実に努められたい。 (発達支援体制推進プロジェクトチーム)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 28 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県では、平成 27 年 3 月に策定した「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」において、「発達支援が必要な子どもへの対応」を重点的な取組に位置付けるとともに、県民力ビジョン第二次行動計画では、施策の活動指標として「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合を掲げ、取組を進めています。</p> <p>(2) 途切れない発達支援体制の構築にあたり、県では、ア)市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけ、イ)総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援、ウ)発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進の3つを柱に掲げ、さまざまな取組を進めています。</p> <p>(3) 市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけについては、市町の理解が深まるよう、発達支援業務担当者の意見交換会の開催や、個別市町への訪問等を行いました。</p> <p>(4) 総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援については、県立小児心療センターあすなろ学園において市町の職員等を約1年間受け入れ、臨床実習や施設への巡回訪問等の実務研修などにより、専門的な技術の取得を支援し、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として知事の承認を行うとともに、保育所等への巡回指導の実施やフォローの研修会を開催するなど、専門性の確保を図っています。</p> <p>(5) 「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進については、保育士、幼稚園教員等を対象とした研修会(ワークショップ)を県内各地域で開催し、基礎的な研修を実施するとともに、実践報告会の開催等による普及啓発や、効果測定調査による導入効果の検証等を行っています。</p> <p>(6) 地域において発達支援にかかる診療機関を把握し、相談機関等に情報提供していくため、医師等を対象とした発達支援にかかる研修会を開催し、地域との連携による支援体制の構築をめざしています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 28 年 8 月～9 月に、県内 5 圏域(津・伊賀、北勢、松阪、南勢志摩、東紀州)において発達障がい児支援の情報交換会を開催し、市町や相談事業者等の担当者と意見交換を行いました。</p> <p>(2) 平成 28 年度は、6 市町から 6 名の職員を受け入れ、アドバイザーとして養成しました。また、アドバイザー対象の研修会やミニ学会(12 月 4 日)等を開催し、市町アドバイザーの専門性確保の支援を行いました。</p> <p>(3) 「CLMと個別の指導計画」にかかる保育所、幼稚園等への巡回指導を、19 市町 36 園に訪問実施し、延べ 79 ケースに対応しました。</p> <p>(4) 平成 28 年 5 月～6 月に、県内 4 地域(津、四日市、伊勢、尾鷲)において保育士、幼稚園教員等を対象とした「途切れない発達支援研修会」を開催し、延べ 532 名が参加しました。また、学校教員にも参加を呼びかけました。</p> <p>(5) 平成 28 年 11 月 13 日に「CLMと個別の指導計画」を活用した発達支援の実践報告会(第 5 回)を開催し、他県からも含め 290 名が参加しました。県内 4 市の発表と共に山梨県南アルプス市が発表を行いました。</p> <p>(6) 平成 28 年 7 月 28 日に皇学館大学において、教育学部(幼児教育コース)の学生(3 年生)を対象として「CLMと個別の指導計画」に関する講演を開催し、普及啓発を行いました(61 名参加)。</p> <p>(7) 「CLMと個別の指導計画」の実施にかかる効果測定調査を、県内市町の協力のもと実施しました。</p> <p>(8) 平成 28 年 10 月 2 日に、県内の小児科医や精神科医等を対象とした「三重県における発達支援診療ネットワーク構築に向けた研修会」を県医師会と共催で開催し、93 名の参加がありました。</p>
<p>平成 29 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 県立草の実りハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの難聴児支援部門を統合した施設として、平成 29 年 6 月に、県立子ども心身発達医療センターを開設し、子どもの発達支援の拠点として、専門性の高い医療・福祉サービスを提供するとともに、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざします。</p> <p>(2) これまでの取組を継続していくとともに、隣接する国立病院機構三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校とも連携し、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、途切れない子どもの発達支援体制のさらなる充実をめざします。</p> <p>(3) 「CLMと個別の指導計画」の普及啓発を促進するため、市町の意見を伺いながら、長期の人材育成研修とは別に短期間の育成コースの検討を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (南部地域の活性化)</p> <p>(2) 南部地域においては、基幹産業である第一次産業の低迷、若者の定住率の低下などが顕著で、過疎化、高齢化が進行している。</p> <p>このため、県の関係部局、市町及び関係団体等と一体となって、第一次産業の六次産業化、観光産業の振興等により、雇用の創出及び移住・定住を促進し、南部地域活性化の取組を強力に推進されたい。</p> <p>また、地域全体の集客力を高めていくため、紀南中核的交流施設（「里創人 熊野倶楽部」）の今後のあり方について、事業者と十分に協議されたい。</p> <p style="text-align: right;">(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 28 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 複数市町の連携による若者の働く場の確保、定住の促進など地域の特性を生かしたさまざまな取組を基金等により支援しました。また、13 市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」（以下「協議会」という。）において、南部地域活性化基金等（以下「基金等」という。）を活用した連携事業の検討や情報共有を行いました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>② 地域づくりに関わる人材を育成するため、「ディスカッションリーダー養成講座」を開催するとともに、地域づくりに取り組む地域において実践型の研修も開催しました。また、地域おこし協力隊や地域の人、行政職員等地域づくりに関わる人たちが交流する場として、「地域を語ろう。若手しゃべり場座談会」を開催しました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>③ 進学等のため、既に都市部へ転出している大学生等に対し、南部地域でのいきいきとした働き方や暮らし方を提案するため、東京及び大阪において座談会を開催するとともに、県内の大学生が中心となって、学生目線による南部地域の魅力発信を行いました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>④ 紀南中核的交流施設の運営事業者・1 市 2 町（熊野市、御浜町、紀宝町）・東紀州地域振興公社・県で構成する「紀南中核的交流施設事業推進会議」などにおいて、運営状況の確認、今後の事業展開などについて協議しました。 (東紀州振興課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 基金等を活用した市町連携事業については、市町のさまざまな枠組みによる主体的な取組が進むとともに、平成 29 年度に向けた事業構築に関して、新たな提案や事業の拡充がみられました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>② 「ディスカッションリーダー養成講座」では、12 名の受講者を対象に 8 月から 1 月まで計 7 回開催し、地域住民の合意形成に資する能力の習得を図ることができました。また、実際に地域づくりに取り組む地域で、地域おこし協力隊や地域の人、行政職員等地域づくりに関わる人たちが参加する実践型研修「マチ・コトおこし塾」を開催し、課題解決の手法を学ぶとともに、地域づくりに関わる人たちのネットワーク化を促進することができました。さらに、3 地域で開催した「地域を語ろう。若手しゃべり場座談会」では、計 58 名の参加があり、新しいつながりや新たな地域づくり活動に向けたきっかけづくりの場となりました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>③ 南部地域ならではの多様な働き方やライフスタイル等、南部で暮らすことの魅力をロールモデルとして提案することで、南部地域で生活することの魅力発信を図ることができました。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>④ 紀南中核的交流施設事業推進会議などにおいて、運営状況や今後の運営方針などについて意見交換、情報共有を図ることができました。 (東紀州振興課)</p>
<p>平成 29 年度以降（取組予定等）</p> <p>① 地域の実情に応じて市町がさまざまな形で連携した、働く場の確保及び定住の促進に向けた取組に対し、引き続き基金等を活用して支援を行います。また、協議会等の場を活用し、市町との情報共有や意見交換を積極的に行うことで、市町連携による地域が主体となった取組を一層促進していきます。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>② 地域おこし協力隊や地域の人、行政職員等地域づくりに関わる人材の育成に努めるとともに、こうした地域の人たちがつながり、学び合うことができる場づくりを行うことで、地域づくりに関わる人たちのネットワーク化を促進するとともに、地域おこし協力隊の任期終了後の定住に向けたアドバイス等を行います。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>③ 引き続き、南部地域で生き生きと暮らす若者のライフスタイルを情報発信することで、南部地域で暮らすことの魅力を提案し、U・I ターンの促進につなげていきます。 (南部地域活性化推進課)</p> <p>④ 引き続き、紀南中核的交流施設事業推進会議などにおいて、運営状況の確認や今後の運営方針等について協議していきます。 (東紀州振興課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (「もうかる農林水産業」の促進) (1) 県内の農林水産業を取り巻く状況は、生産物価格の低迷や担い手の不足、グローバル化の進展など依然として厳しく、こうした情勢に的確に対応するためには、農林水産業者の効率性・収益性の向上を図り、「もうかる農林水産業」を実現していくことが重要である。 このため、引き続き、生産・流通コストの低減につながる生産体制・生産基盤の整備や経営感覚に優れた担い手の確保・育成、売れる新商品の開発、国内外への販路開拓の支援などに取り組まれない。 また、効率性・収益性に関する成果指標の導入なども検討し、事業の評価・検証を適切に行い、より成果が期待できる事業を重点的に実施されたい。 (農林水産総務課)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 28 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「もうかる農林水産業」の実現に向け、 (1) 生産体制・生産基盤の整備については、農業では水田農業の経営基盤の強化や園芸特産物の生産振興対策、農業農村整備事業等に、林業では主伐の促進に向けた低コスト造林の推進、林内路網整備等に、水産業では水産基盤の整備、干潟・藻場の再生・保全等に取り組みました。 (2) 多様な担い手の確保・育成については、次代の農林水産業や地域を担う人材の確保・育成、女性の活躍促進等に取り組みました。 (3) 新商品の開発、国内外への販路開拓への支援については、産学官連携によるみえフードイノベーション・プロジェクトや食のバリューチェーンの構築、伊勢志摩サミットのレガシーを生かした販路開拓の強化等に取り組みました。 また、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の県民指標において、「もうかる農林水産業」を表現した、わかりやすい指標として、「県内の農業産出等額」、「漁業者 1 人あたりの海面漁業（養殖業を含む）生産額」などを設定し、施策の進捗状況等を評価することとしました。</p> <p>2 取組の成果 (1) 生産体制・生産基盤の整備 ①水田農業の経営基盤の強化 平成 28 年度は、県内における「結びの神」をはじめとしたブランド米の生産面積が 20ha 増の 164ha となりました。また、「あやひかり」などの小麦の生産面積は、150ha 増の 6,820ha（H28 年産）となりました。 ②園芸特産物の生産振興対策 加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培品目の転換による新産地の育成など、産地改革に取り組む園芸等産地数が、現状の 20 産地から 5 産地増の 25 産地となり、平成 28 年度目標を達成しました。 ③農業農村整備事業 パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域および基盤整備に着手する予定地域における農地の担い手への集積率が、現状の 35.1%から 3.9%増の 39.0%となり、平成 28 年度目標を達成しました。 ④低コスト造林の推進 平成 28 年度は、松阪市や尾鷲市において 33ha の低コスト造林が実施されました。 ⑤林内路網整備 平成 28 年度は、松阪市等において 2.8km の林道、伊賀市等において 96km の森林作業道が整備されました。 ⑥水産基盤の整備 平成 28 年度は、錦漁港等において耐震強化岸壁の整備 L=80m や三木浦漁港等において防波堤の補修工事等の長寿命化対策を実施しました。 ⑦干潟・藻場の再生・保全 平成 28 年度は、四日市市楠沖において干潟 0.46ha、古和浦等において藻場 2.1ha を整備しました。 (2) 多様な担い手の確保・育成 県内各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数と農業参入した企業数の合計は 27 増の 462 経営体に、また、新規就農者数は 138 人程度、新規林業就業者数は 49 人程度、新規漁業就業者数は 34 人となりました。 (3) 新商品の開発、国内外への販路開拓への支援 「みえフードイノベーション・プロジェクト」から生み出された商品等の売上額、県とともに県産農林水産物の魅力発信に取り組む連携企業数は、平成 28 年度目標（12 億円、50 社）を達成しました。 また、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の県民指標の平成 28 年度目標（農業産出等額 1,144 億円、漁業者 1 人あたり漁業生産額 611 万円）を達成しました。</p> <p>平成 29 年度以降（取組予定等） 今後も引き続き、農林水産業者の効率性・収益性の向上を図る取組を、事業成果などについて十分な評価を行うとともに、県民ニーズを踏まえ、一層の重点化を図りながら、展開していきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (農業用ため池の防災・減災対策)</p> <p>(3) 近年の豪雨や大規模地震等により全国で多くのため池が被災し、大きな被害が生じていることを踏まえ、平成 27 年度までに市町による県内ため池の一斉点検を実施している。 その結果、決壊時に人的被害など下流域で大きな被害が想定される防災重点ため池 108 箇所を把握したが、ハード整備には多額の費用と年数が必要であることから、優先順位を付けて計画的に整備を進められたい。 また、災害時に地域住民の迅速かつ的確な避難を確保するため、早急に「ため池ハザードマップ」を作成・公表するよう引き続き市町に働きかけられたい。(農業基盤整備課)</p>
講じた措置
<p>平成 28 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 市町あてに、東海農政局農村振興部長通知「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」を送付し、速やかな耐震対策の実施やハザードマップの作成・周知に関する今後の対応の考え方を周知しました。</p> <p>(2) 市町に、ため池整備方針の作成を依頼し、農業用ため池の整備方針やハード対策、ソフト対策の整備目標を整理しました。</p> <p>(3) 防災重点ため池の多い 7 市 1 町の担当課等とため池整備方針等にかかる意見交換を行うとともに、市町の担当者会議等において、優先順位を付けた計画的な耐震対策の推進やハザードマップの作成・公表の推進について働きかけを行いました。</p> <p>(4) 市町などが会員となっている機関誌に、農業用ため池の防災・減災対策の取組について掲載し、ハード対策と併せて、ハザードマップの作成や公表を進めるよう呼びかけました。 ため池整備を実施中の地区について事業の進捗を図るとともに、事業計画の策定やハザードマップの作成に取り組みしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 市町ごとのため池整備方針とハザードマップの作成・公表を含めた整備目標を把握しました。</p> <p>(2) 平成 28 年度に、ため池整備は 1 地区が完了し、2 つの継続地区で事業進捗を図るとともに、37 か所のハザードマップが作成されました。 平成 29 年度のハード整備事業の着手に向けて、国への事業採択申請を 5 地区で行うとともに、ハザードマップについて、市町から 63 か所の採択申請が行われました。</p>
<p>平成 29 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 平成 27 年度に策定した「三重県農業農村整備計画」では、安全・安心な農村づくりに向けて「農業用ため池の決壊を防止する耐震対策」を進め、防災重点ため池を中心に、耐震機能を有していないため池のうち下流被害の大きいため池 23 か所を整備することとしており、優先順位を付けながら計画的に取り組んでいきます。今後とも、ため池の老朽度や県民への影響等を踏まえた優先順位を定めて、市町と連携しながら計画的な整備を推進します。</p> <p>(2) ハード整備とあわせて、県から市町にハザードマップの効果や必要性などを啓発して進めており、今後とも県が主催する会議や研修など様々な機会を通じて、ハザードマップの作成と公表を働きかけ、地域住民への情報提供や防災対策の構築に取り組めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (観光産業の振興)</p> <p>(3) 平成 27 年の外国人延べ宿泊者数は過去最高を記録し、県内延べ宿泊者数も前年に比べ増加したものの、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標項目である「観光消費額の伸び率」と「観光レクリエーション入込客数」はいずれも数値目標を達成していない。 このため、新たに策定した「三重県観光振興基本計画」に基づき、多様な産業と連携した取組を進めるとともに、マーケティングに基づき、顧客ニーズに応じたプロモーションを推進されたい。 また、伊勢志摩サミットの開催により知名度が高まった好機を生かし、三重の強みである「食」をテーマにしたパスポート事業等による国内誘客を推進するとともに、アジア地域に加え欧米や富裕層への取組、M I C E の誘致による海外誘客に努められたい。(観光政策課、観光誘客課、海外誘客課)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 28 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標達成状況も踏まえつつ、国内外の来訪者から何度でも訪れたい観光地として三重が選ばれるとともに、観光関連産業を三重県経済をけん引する産業の一つとして確立させるため、「三重県観光振興基本計画(平成 28 年度～31 年度)」にて観光入込客数と一人当たりの消費額から算定する「観光消費額」を主たる目標に掲げ、観光の「質」の向上に向けた取組を実施しました。</p> <p>(1) 平成 28 年 3 月に「みえ観光の産業化推進委員会」を設立し、「観光の産業化の推進」「『日本版DMO』創設に向けた取組」「受入体制のさらなる充実・強化」「マーケティングに基づくプロモーション」の 4 つの視点で、観光の産業化を進めました。具体的には、サミットでも高い評価を得た本県の魅力の一つである「食」をテーマにした「みえ食旅パスポート」を平成 28 年 6 月 30 日から実施しました。また、地域が「自ら稼ぐ力を引き出す」環境を整備し、「観光地経営」の視点に立った持続可能な観光地づくりを県内各地に根付かせるため、「日本版DMO創設」に向けた取組を推進しました。(観光誘客課)</p> <p>(2) サミット開催の実績を踏まえ、これまでの重点国・地域に加え、富裕層やG7を中心とした欧米からの誘客を促進するため、ファムトリップの受入、旅行博への出展や現地旅行会社との商談会等を行いました。また、タイからのゴルフツアー訪問団の受入や、欧州等からのゴルフ関係旅行会社の視察受入など、ゴルフツーリズムの促進にも取り組みました。<ファム受入 53 件、旅行博・商談会等 15 件>(海外誘客課)</p> <p>(3) 平成 28 年 6 月に「三重県国際会議等 M I C E 誘致・開催取組方針」を策定し、関係者との連携体制の構築を図りつつ、三重県で開催するに相応しいテーマ、規模の国際会議の誘致に取り組みました。7 月に、国際会議主催者に財政支援をすることで県内での国際会議開催を促進する「三重県海外 M I C E 誘致促進補助金」を新設しました。11 月には、三重大学と国際会議の誘致に関する協定を締結しました。(M I C E 誘致推進監)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 観光庁の宿泊旅行統計調査によると、平成 28 年の県内延べ宿泊者数は約 1003 万人(速報値)となり、前年比 6.0%増、伸び率は全国 2 位と、過去最高の平成 25 年を超えました。うち外国人延べ宿泊者数は約 36 万人で、前年比 7.7%減でした。119.4%増と大幅な伸びを記録した平成 27 年からは減りましたが、2 年続けて 35 万人を突破し、中でもサミットG7 構成国の宿泊者数は 47.4%増となっています。(観光政策課・海外誘客課)</p> <p>(2) みえ食旅パスポートの平成 29 年 3 月末時点の発給数は、企業や地域の事業者等とのコラボ版パスポートと合わせ約 19 万 2 千部を超え、前回の「みえ旅パスポート」の開始 9 ヶ月後の発給数と比べ約 1.5 倍のペースで推移しました。市町を活動区域とする「地域DMO」について、地域と一体となって登録に取り組み、県内の 5 団体((株)Verde 大台ツーリズムコミッション、伊勢まちづくり(株)、(一社)鳥羽市観光協会、(一社)志摩スポーツコミッション、(一社)菟野町観光協会、)が候補法人として登録されました。(観光誘客課)</p> <p>(3) 三重県海外 M I C E 誘致促進補助金を活用した第 1 号となる会議が 10 月に志摩市で開催されるなど、積極的なセールス活動を実施し、平成 28 年の国際会議開催件数は目標値(4 件)を上回る 17 件となりました。(M I C E 誘致推進監)</p> <p>平成 29 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、「みえ観光の産業化推進委員会」を中心に、マーケティング等各種データを積極的に活用しつつ、みえ食旅パスポートの利用促進、ストーリー性のある誘客促進やプロモーション事業の展開に取り組みます。また、大都市圏の旅行会社やメディアのニーズと、県内観光関連事業者のシーズをマッチングするための商談会等を開催し、地域の魅力を生かした旅行商品の造成や、ウェブ・雑誌等での情報発信をめざします。さらに、ジュニアサミット開催を機に、北勢地域の市町、関連事業者等が一体となり、専門高校・大学の修学旅行や企業の研修旅行を受け入れるための、新たな仕組みづくりに取り組みます。(観光誘客課)</p> <p>(2) 富裕層や、サミット参加国を中心とした欧米からの観光客の誘致を近隣府県とも連携して行います。また、個人の外国人旅行者(F I T)の増加を踏まえたSNS等による情報発信、台湾と欧州における現地レップを活用した富裕層・インセンティブツアーの誘致、台湾からの教育旅行の誘致にも取り組みます。(海外誘客課)</p> <p>(3) 県内の他の大学とも M I C E 連携協定について相談していきます。また、県外のセールス体制を強化するとともに、補助制度を効果的に活用し、首都圏などで開催されている国際会議の三重県への誘致に取り組みます。「歴史的建造物」「神社仏閣」「博物館・美術館」など、特色あるレセプション開催場所(ユニークベニュー)の開拓も積極的に進めていきます。(M I C E 誘致推進監)</p>
--

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (ポストサミットの取組の推進)</p> <p>(4) サミット開催で得られた三重県や伊勢志摩の知名度向上、郷土に対する愛着や誇りの高まり、おもてなしの力の向上などを生かし、関係部局とも連携しながら、サミットで提供された食材や県産品の情報発信、新たな商品開発や販路開拓などにより、地域の魅力を一層高め、国内外からの誘客やMICEの誘致を図るなど、地域経済の活性化に向けた取組を推進されたい。 (サミット総務課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 28 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>サミットの開催は三重にとって千載一遇のチャンスであり、これを一過性にせず、サミットの資産を次世代に継承していく必要があると考え、三重県における「ポストサミット」を「サミットのレガシーを三重の未来に生かすこと」と定義し、具体的な取組を各部局において展開しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ サミット開催に向けた「オール三重」による取組は、県民の皆さんがサミットの成果を地域の発展のために生かそうとする行動や、地域をより良くしようとする行動へとつながります。 そのことにより、地域の活力・魅力が高まって、観光やビジネスなどのさまざまな分野で三重が世界から選ばれるようになり、それが次代を担う若者や子どもたちの希望につながっていくという「正のスパイラル」が生まれ、地域の自立かつ持続的な活性化が図られます。 そのように、サミットのレガシーを最大限に生かし、三重の未来を持続的に発展させていくことが、「ポストサミット」の基本的な考え方です。</p> </div> <p>平成 28 年度のポストサミットの具体的な取組を行うにあたり、知名度等の向上を最大限に生かし、国内外の人びとと事業を呼びこむ取組(「人と事業を呼びこむ」)、サミットそのものの成果を引継ぎ発展させる取組(「成果を発展させる」)、サミットを通じて高まった地域の総合力を、次世代の育成や地域の魅力向上につなげる取組(「次世代に継承する」)の3つを柱に据えました。</p> <p>1 つ目に「人と事業を呼びこむ」取組として、MICE誘致やインバウンド対策、食の産業振興、世界に向けた起業や外資系企業誘致の事業を展開しています。</p> <p>2 つ目に「成果を発展させる」取組として、サミットで高まった安全意識を引き継ぐ安全・安心、サミットといえば三重県というイメージを活用したサミットの聖地、ジュニアサミットやサミットでテーマとなった環境といった事業を展開しています。</p> <p>3 つ目に「次世代に継承する」取組として、次世代育成、女性の活躍といった事業を展開しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各部局においてこれらのポストサミット事業に取り組むことにより、MICE誘致では目標値を上回る誘致件数となったほか、WIT2016(Women Innovation Summit 2016)や認知症サミットといった伊勢志摩サミットのテーマに則した全国規模の会議が開催されました。</p>
<p>平成 29 年度以降 (取組予定等)</p> <p>次の日本開催のサミット開催地が決定するまでをポストサミット期と捉え、ポストサミットの取組を展開していきます。平成 29 年度は、サミット開催時のレガシーから取組の柱を見直し、上記 3 つの柱に「戦略的・効果的な情報発信」という 4 つ目の柱を加え、全庁的に取り組んでいきます。</p> <p>今後もポストサミット事業に取り組むことで、全国菓子大博覧会や国体なども踏まえ、持続的に発展する三重の未来へつなげていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土砂災害警戒区域の指定)</p> <p>(2) 土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害の恐れがある土砂災害警戒区域の指定が行われており、平成 27 年度末の指定率については、前年度末の 28.9% (全国 38 位) から、39.0% (全国 37 位) まで改善したものの、全国平均の 79.6% を大きく下回っている。 現在、平成 31 年度までに、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所の基礎調査を完了させることをめざして作業が行われているが、今後も引き続き、市町と連携しながら着実に区域指定を進められたい。 (防災砂防課、流域管理課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 28 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 区域指定については、10 市 8 町 (桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、亀山市、津市、多気町、伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、熊野市、御浜町、紀宝町) において、土砂災害警戒区域 2,120 箇所、土砂災害特別警戒区域 1,917 箇所を新たに指定しました。</p> <p>2 取組の成果 平成 28 年度の指定により、県内における土砂災害警戒区域の指定数は 8,438 箇所 (指定率 52.1%) に、土砂災害特別警戒区域の指定数は 7,750 箇所 (指定率 47.8%) になりました。</p>
<p><u>平成 29 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>熊本地震でみられた大規模地震と豪雨による複合災害が顕在化し、土砂災害のリスクの高まりが懸念されるなか、県民に予め危険箇所を知らせて、早く避難を呼びかける、警戒避難体制の整備が急務となっています。 このような状況のもとで、市町における警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査 (平成 28 年度末残数 : 約 7,000 箇所) を平成 31 年度までに完了させるとともに、引き続き関係する市町と連携のうえ着実に区域指定を進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (学校施設における非構造部材の耐震対策)</p> <p>(1) 県立学校における天井材、内・外装材等の非構造部材の耐震対策については、学校単位での対策実施率は、20.3%にとどまっている。</p> <p>また、平成26年度に行った屋内運動場(体育館)等の天井等点検結果に伴い、天井等落下対策が必要とされた130棟のうち、83棟が未完了となっている。</p> <p>地震発生時には、教室や屋内運動場等の天井や内外装材の落下、損壊により生徒がけがをするなどの被害が発生する可能性があるため、屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、早期の完了に努められたい。 (学校経理・施設課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成28年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>屋内運動場等の天井等落下防止対策については、再調査の結果、伊勢高等学校武道場の耐震対策が不要となったため、未対策棟数は82棟となりました。</p> <p>平成28年度は、11校22棟の対策工事の設計を実施しました。</p> <p>また、今後の計画的な対策工事の実施に向け、該当の県立学校と工事実施可能期間等の協議を行いました。</p> <p>その他の非構造部材の耐震対策については、可能な限り実施時期を繰り上げられるよう県立学校と協議のうえ、予算の範囲内で対応します。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>屋内運動場等の天井等落下防止対策について、可能な限り実施時期を繰り上げられるよう県立学校と調整を進め、全体計画を見直しました。</p>
<p><u>平成29年度以降(取組予定等)</u></p> <p>非構造部材の耐震対策については、県立学校との調整のうえ、可能な限り実施時期を繰り上げて対策を進めていき、県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策は、平成29年度に17棟の対策工事を実施し、残る未対策棟は平成30年度以降、順次対策を進めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (学力の向上)</p> <p>(3) 平成 28 年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の結果は、小学校では 2 教科で調査開始以降初めて、全国の平均正答率を上回った。一方、その他の教科においては、全国の平均正答率を上回ることができなかった。</p> <p>このため、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、教員の授業力の向上を図るとともに、家庭での生活習慣の改善と学習習慣の定着を進めることにより、引き続き学力の向上に取り組まれたい。</p> <p>(小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 28 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① みえの学力向上県民運動ファーストステージの基本理念を引き継ぎ、平成 28 年度から 4 年間でセカンドステージと位置づけて展開し、学校・家庭・地域が一体となって学力向上に取り組みました。 ② 生活習慣・読書習慣チェックシートを活用した集中取組を実施しました。子どもの振り返り・先生からの一言欄の追加や家庭でのスマホ等の使用に関する項目を追加する等、改善を図りました。 ③ 全中学校と継続的に学力の定着に課題を抱える小学校を対象に、校長のリーダーシップによる組織的・継続的な学校体制づくりの支援等を行うため、県指導主事等による学校訪問を行いました。 ④ 小規模な市町教育委員会及び学校に対し、オーダーメイドのきめ細かな支援を行うため、県内 3 か所に教育支援事務所を設置しました。教員の授業改善や市町の全国学力・学習状況調査（以下「全国学調」という。）の分析の支援を行いました。 ⑤ 全国学調、みえスタディ・チェックの自校採点研修会や国の調査官を招へいた研修会を開催しました。 ⑥ 小中学校長会と連携し、みえの子どもたちのつまずきに対応したワークシート「三重の学 V i v a ! ! (まなびば) セット」を県内小中学校に配付し、活用を促進しました。 ⑦ 実践推進校における習熟度別少人数指導やティーム・ティーチングの実施と効果の検証を行いました。 ⑧ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない小中学校の児童生徒を対象に、地域住民等の協力により学習支援活動「地域未来塾」の取組を進めました。 ⑨ 情報に関するリスクやモラルについての教育・啓発の支援を行いました。 ⑩ 子どもたちが安心して学べる環境づくりを推進するため、全公立中学校区にスクールカウンセラーを配置し、小学校から中学校への途切れのない支援の充実を図りました。また、福祉機関等の関係機関と連携するスクールソーシャルワーカーの活用を推進しました。 <p>2 取組の成果</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戦略企画部等が策定する「みえ家庭教育応援プラン」の作成への連携・協力により、家庭・地域への取組の充実に向けて取り組むことができました。 ② チェックシートの集中取組により、家庭での生活習慣・読書習慣の確立を促進しました。 (実施率 小 H27 10 月：94.9%→H28 10 月：96.0% 中 H27 10 月：91.1%→H28 10 月：94.3%) ③ 第 1 回小中学校訪問（小 216 校 中 141 校 計 357 校）終了後、継続的に課題を抱える小学校や国語に課題がある中学校を中心に再訪問を行い、授業改善への具体的な支援や全国学調の学校質問紙調査結果等の活用の支援を行いました。（再訪問学校数：教育支援事務所が所管する全ての学校のほか、小 33 校、中 14 校） ④ 教育支援事務所の指導主事等が所管する全ての学校に対して、授業参観や校長等との直接の対話等を通じ、学校の実情に即したオーダーメイドの支援を行いました。 ⑤ 県内 4 か所で自校採点研修会を開催、国の調査官を招へいた研修会等（小国、小算、小理、中数、中国 実施回数計 10 回 参加者：のべ約 1100 名）の開催により、早期からの授業改善の P D C A サイクルの確立を促進しました。 ⑥ 「三重の学 V i v a ! ! (まなびば) セット」を年間 3 回、長期休業前に配付し、授業や家庭学習等での年間を通じた計画的な活用を促進しました。 ⑦ 実践推進校における少人数指導の成果の検証を踏まえ、県内小中学校へ好事例を周知し、効果的な少人数指導の実践を促進しました。 ⑧ 地域住民等の協力による学習支援活動「地域未来塾」の取組が 7 市町、34 校（小 21 校、中 13 校）で、進められました。 ⑨ 児童生徒の情報モラルの育成や教職員の指導力向上のための「ネットトラブル対応事例集」の作成や保護者への啓発を目的とした「ネット啓発講座」等を実施しました。 ⑩ 各学校におけるスクールソーシャルワーカーの一層の周知・活用を図るため、「スクールソーシャルワーカー活用事例集」を作成・周知し、その事例集を活用した取組を推進しました。
<p>平成 29 年度以降（取組予定等）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① みえの学力向上県民運動セカンドステージでは、家庭・地域ワーキングを中心に、更に子どもの生活習慣等の定着を図る取組を充実させます。 ② 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない小中学校の児童生徒等を対象に、地域住民の協力により学習支援活動「地域未来塾」の取組を促進します。 ③ 引き続き、実践推進校を中心に少人数指導の研究を促進し、実施と検証を行い、より効果的な少人数指導の好事例を県内小中学校へ普及・啓発を行います。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故防止対策の推進)</p> <p>(1) 平成 27 年の交通事故死者数は過去最少の 87 人となっており、26 年の 112 人から 25 人減少したが、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値である交通事故死者数 75 人以下については達成していない。また、交通事故死者数のうち、65 歳以上の高齢者の交通事故死者数は、全体の 59.8%を占めている。</p> <p>このため、今後も引き続き関係機関と連携を図り、高齢者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組など、交通事故防止に努められたい。 (くらし・交通安全課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 28 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 四季の交通安全運動をはじめ年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する 121 の関係機関等と連携して、運動を展開しました。また、交通死亡事故多発に伴い発令した警報や非常事態宣言においても重点項目として位置づけ、新規に高齢者宅訪問活動などに取り組みました。</p> <p>(2) 各地区の指定自動車教習所等において参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、老人クラブ等で交通安全活動を推進する交通安全シルバーリーダーを育成しました。(10 回実施、180 人育成)</p> <p>(3) 各地域の市町、警察署、地区交通安全協会等関係機関の参加のもと、交通安全シルバーリーダー連絡会議を開催して、必要な情報の提供、活動に対する意見交換等を行い、交通安全シルバーリーダーが地域において効果的に啓発活動を実施できるよう支援を行いました。(平成 29 年 1 月～2 月)</p> <p>(4) 三重県交通安全研修センターにおいて、今年度から始めた高齢者重点プログラム研修として、体験学習ゾーンの視野診断や運転能力診断等の教育機器を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。</p> <p>(5) 自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、自主返納した者に対する支援措置の充実等について検討するとともに、事業所等に協力の呼びかけを行いました。 (くらし・交通安全課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 28 年における交通事故死者数は 100 人で、前年より 13 人増加し、大変厳しい結果となりました。うち高齢者の交通事故死者数は前年と同数の 52 人で、全体の 52.0%を占めています。平成 28 年度県民指標 75 人以下及び活動指標の高齢者交通事故死者数 38 人以下については未達成となったものの、活動指標の交通事故死者数は 8,258 人となり、目標値 9,100 人以下を達成しました。</p> <p>(2) 自治会、老人クラブを中心に各地域において、交通安全講習会の実施、街頭啓発活動の実施など、様々な交通安全活動が展開されました。また、交通安全シルバーリーダーには、自身が模範者となるとともに、地域の高齢者に対して、日常の様々な機会や高齢者宅訪問を通じて交通事故防止を呼びかけるなど、高齢者の事故防止に努めました。 (くらし・交通安全課)</p>
<p>平成 29 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、関係機関等と連携して、高齢者や交通弱者(歩行者、自転車乗用者)の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。特に、平成 28 年中の交通死亡事故の特徴である道路横断中の事故防止などに重点的な啓発を行い、効果的に交通事故防止を図ります。</p> <p>(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育により交通安全シルバーリーダーを育成するとともに、現在活動しているシルバーリーダーの資質向上を図り、地域で連携して交通安全活動に取り組むため、連絡会議を開催し、必要な指導方法や情報提供を行うなど地域の活動が広がるよう支援するとともに、防犯等の取組と連携し、高齢者宅訪問活動等の取組を推進します。(育成人数 100 人以上)</p> <p>(3) 三重県交通安全研修センターにおいて、特に高齢者の運転者や歩行者等の対象者別に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域の指導者向けにも交通安全研修を行います。また、体験学習ゾーンの交通安全教育機器を効果的に活用し、高齢者への交通安全教育を充実させます。</p> <p>(4) 自動車の運転に不安を有する高齢者等の運転免許証自主返納者に対する支援措置の充実等について、三重県交通対策協議会の安全部会において引き続き検討を進め、支援の働きかけを行うとともに、支援策のさらなる拡充に取り組みます。 (くらし・交通安全課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止)</p> <p>(1) 平成 27 年の人身事故件数は 7,169 件（前年比△931 件）と 11 年連続で減少しており、また死者数も過去最少の 87 人（前年比△25 人）となるなど改善がみられる。</p> <p>しかし、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値である交通事故死者数 75 人以下については達成していない。また、交通事故死者数のうち、高齢者の死者数が全体の 59.8%を占めている。</p> <p>このため、今後も引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組を推進するとともに、各種取締りを強化するなど、交通事故の発生抑止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(交通部交通企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 28 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 重点 4S 等対策の推進 平成 27 年中の交通死亡事故の特徴をみると、死者数において高齢者が約 6 割、歩行者等交通弱者が 4 割以上を占めるほか、四輪乗車中死者の半数以上がシートベルト非着用であり、また、飲酒運転による死亡事故も根絶に至っていないことから、引き続き、高齢者の交通事故防止、シートベルト着用促進、飲酒運転の根絶、速度抑制及び交差点事故防止を重点とした対策、いわゆる「重点 4S 等対策」を推進しました。特に、高齢者の交通事故防止については、自治体、関係機関・団体等と連携して交通安全教育、広報啓発活動の一層の推進を図りました。</p> <p>(2) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 飲酒運転、速度超過、シートベルト非着用等の悪質・危険違反の指導取締りを重点的に推進したほか、交通事故多発時間帯及び路線における指導取締り、交通事故発生現場及びその周辺における事故情報の広報を兼ねた指導取締りなど、交通事故の発生実態に応じた取締りを引き続き推進しました。また、国道 23 号を始め主要幹線道路において、顕示効果の高い白バイ等による指導取締りを中心に積極的な街頭活動を実施しました。</p> <p>(3) 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの推進 平成 27 年中の夜間における歩行者の交通事故死者 12 人全てが夜光反射材を着用していなかったことから、あらゆる機会を通じて、「自動車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え」、「歩行者・自転車利用者の夜光反射材の着用促進」等を重点とする「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を推進しました。また、歩行者・自転車利用者に対する取組として、10 月 1 日から、松阪警察署明和交番管内を「夜光反射材着用促進重点地区」に指定するとともに、夜光反射材着用サポーター 30 人を委嘱することで、夜光反射材の着用徹底に向けた活動を集中的に実施しました。</p> <p>(4) 歩行者にやさしい三重づくり作戦の推進 平成 28 年 7 月末における歩行中の交通死者が 24 人（前年同期比+8 人）と増加傾向であったことから、交通事故が多発する年末に向けて、歩行者の交通事故防止に重点を置いた啓発活動「歩行者にやさしい三重づくり作戦」を平成 28 年 9 月から開始し、県民等に「歩道・横断歩道では、人優先」であることを広報するなど、交通安全気運の高揚を図りました。</p> <p>(5) 安全・安心な交通環境の整備 子どもや高齢者の交通事故防止に重点指向し、ゾーン 30 や学校周辺の通学路における横断歩道等の交通安全施設の整備を図りました。</p> <p>2 取組の成果 平成 28 年中の交通事故発生状況については、死亡事故件数 98 件（前年比+12 件）、死者数 100 人（前年比+13 人）、人身事故件数 6,038 件（前年比-1,131 件）、負傷者数 8,158 人（前年比-1,359 人）となり、人身事故、負傷者は減少したものの、死亡事故、死者については増加しました。</p> <p>なお、死亡事故による死者については、高齢者が 52 人で 5 割以上を占める（構成率 52.0% 前年比±0 人）、歩行中死者が 37 人で約 4 割を占める（構成率 37.0% 前年比+9 人）、四輪乗車中の死者 34 人中、シートベルト非着用が 13 人で約 4 割を占める（構成率 38.2% 前年比-5 人）ことなどが特徴として挙げられます。</p>
<p><u>平成 29 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>○ 交通死亡事故等抑止対策の一層の推進 第 10 次三重県交通安全計画が掲げる目標の達成に向け、関係機関・団体との連携による交通安全教育、広報啓発活動を始め、交通指導取締り等の街頭活動、交通安全施設の整備等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「重点 4S プラスワン対策」の推進 ・ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 ・ 街頭における広報啓発活動の強化 ・ 安全・安心な交通環境の整備 ・ 飲酒運転 0 をめざす条例に基づく取組の推進